

私たちこんな活動しています!

家事法制に関する委員会

家事法制に関する委員会副委員長 白井 由里 (60期) ●Yuri Shirai

1 家事法制に関する委員会について

家事法制に関する委員会は、2019年7月に発足した当会で一番新しい委員会です。

当委員会設立以前は、2014年4月にハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）が国内で発効したことに伴い、ハーグ条約事件に対応する弁護士紹介制度の整備等のため、当会にプロジェクトチームを立ち上げ、ハーグ条約事件を主とした国際渉外家事問題を取り扱ってきました。しかしながら、近年国内における家事事件数が増加し、関連する法改正等も多いにもかかわらず、当会において、家事事件全般を扱う委員会はありませんでした。そこで、多角的な視点から家事法制に関する議論を深め、国内及び国外の家事法制に関する問題を取り扱うことを目的と

して、当委員会を立ち上げました。現在は大森啓子委員長のもと、総勢79名の委員・幹事で活動しています。

2 活動内容について

まだ発足して1年余りの委員会ですが、この間、様々な活動を行ってきました。

(1) 東京家裁と東京三弁護士会との協議会等

東京三弁護士会は、国内家事事件及びハーグ条約事件に関し、東京家裁と定期的に協議会を実施しています。当委員会からも協議会にメンバーを選出し、裁判所に意見や要望を伝え、また協議会での議論の内容についてフィードバックしています。本年度は、コロナ禍における裁判所の対応等について、担当副会長を通じて有意義な議論を行ったほか、12



Zoomでの会議の様子

月にはハーグ条約事件に関する協議会の開催を予定しています。また、東京三弁護士会と東京家裁の家事調停委員との意見交換会も企画したいと考えているところです。

(2) ハーグ条約事件対応弁護士名簿作成

当委員会は、前身であるハーグ条約に関するプロジェクトチームの時から、日弁連及び東京三弁護士会が作成するハーグ条約事件対応弁護士名簿の作成を行ってきました。本名簿についての名簿登録要件充足の確認や、各名簿登録者への配点方法等、運用面における管理をしています。

(3) 研修会等

昨年度は当委員会発足後初めての研修として、令和2年2月21日に谷英樹弁護士（大阪弁護士会）を講師にお招きし、「改正民事執行法と家事事件の実務～子の引渡し、養育費の強制執行を中心に～」を開催しました。セミナーの詳細については、竹内亮副委員長による二弁フロンティア8・9月合併号「研修会報告」をご参照いただければと思います。今後も会員のみならず、有意義なセミナーを企画していきたいと思っています。

(4) その他

家事分野を巡っては、近年、家事事件手続法の制定、ハーグ条約の発効や国内実施法の制定、相続法改正、特別養子制度の改正、民事執行法改正（子の引渡し執行の明文化等）などが行われたほか、現在も所有者不明土地問題（遺産分割の期間制限や相続登記の義務化等）、懲戒権規定・親子法制の改正についても法制審で議論され、さらには養育費や共同親権等について法務省や研究会等で議論、検討がなされています。また、家庭裁判所においても、親ガイダンスの取組や婚姻費用・養育費の算定表改定などがなされています。

当委員会では、こうした家事分野を巡る法改正の動きや運用などについて、日弁連家事法制委員にもなっているメンバーなどを通じて、最新情報を共有し、意見交換しています。また、家事事件への知見を深めるため、委員会において30分程度のミニ勉強会を開催し、相続法改正や養育費算定表等を取り上げて深

掘りをしてきました。

3 最後に

当委員会は新しい委員会ですので、どのような委員会にしていくか、委員会で何をやっていくかについて、委員の意見を積極的に取り入れ、一緒に考えていきたいと思っています。家事事件について専門性を高めたい、業務でわからないことを質問したい等、当委員会に興味を持たれた方は是非ご参加ください。 ■

委員よりひと言 家事法制に関する委員会 委員 阿部 みどり(62期)

当委員会は、離婚問題・親子問題・相続問題等家事分野全般における法改正への動きや改正法の内容、実務上の問題点や実務の動向などを扱っています。また、家事分野に役立つテーマを決めて、委員会内で30分程度の勉強会も開催しています。

1人でそれらの情報や動きをキャッチすることはなかなか大変であるため、非常に勉強になっています。

また、当委員会には、修習期を問わず家事事件を多く扱っている先生方が所属しているため、実務上の疑問点や悩ましい点についても、委員同士が自由に意見を交換したり、情報共有が行われたりしています。家事事件の実務経験に基づく意見やアドバイスはとても参考になっています。

このように、当委員会の活動内容は家事事件の実務に直結する有益なものであり、当委員会は発足から1年余りなので、これからの活動内容の広がりが楽しみでもあります。

家事事件に興味のある方は、是非とも当委員会へご加入ください！

当委員会の活動に興味のある方は、
人権課(03-3581-2257)までご連絡ください。